

＼令和6年10月から定期接種／

R6年度  
清水町

# 新型コロナウイルス感染症予防接種

のお知らせ

令和6年4月1日、新型コロナウイルス感染症の予防接種法上の位置づけは、特例臨時接種から定期予防接種のB類疾病に変更されました。

B類疾病は個人予防に重点が置かれていて、接種することについて努力義務はありません。また、接種費用は一部自己負担があります。

接種を希望する方は、ワクチンの効果と副反応を理解した上で接種をしてください。

## 接種対象者 ※以下のすべてに該当する方

- ☑ 清水町に住民票がある方
- ☑ 自らの意思で接種を希望している方
- ☑ 接種日時点の年齢が
  - ① 65歳以上の方
  - ② 60～64歳の方で以下に該当する方
    - ・心臓、腎臓、呼吸器の機能障がいにより、日常生活が極度に制限される方
    - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいにより、日常生活がほとんど不可能な方

## 《実施期間》

令和6年10月



令和7年3月

## 接種回数

実施期間中に1回

## 接種料金・助成額

自己負担額 3,300円

接種料金 15,300円から国と町の助成額 12,000円を差し引いた3,300円を医療機関にお支払いください。  
※生活保護受給者は無料です。

## 接種時の持ち物

- 健康保険証
- 接種料金（3,300円）
- おくすり手帳（お持ちの方）

## 接種場所・接種方法

医療機関名	清水赤十字病院	前田クリニック	御影診療所
電話番号	62-2513	62-2032	63-2320
予約	必要	必要	必要なし
接種開始日（予定）	11月初旬	10月21日	11月1日
使用ワクチン（予定）	第一三共株式会社 ダイチロナ	ファイザー社 コミナティ	ファイザー社 コミナティ

※接種に必要な予診票は上記医療機関に置いてあります。接種に関する詳細は、各医療機関にお問い合わせください。  
※町外の施設入所や入院中の方で接種を希望する方は、当該施設や病院へお問い合わせください。

お問い合わせ先

清水町保健福祉課健康推進係

☎67-7320

## 新型コロナウイルス感染症予防接種 Q&A

### 新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンの接種間隔は？

ほかのワクチンとの接種間隔に制限はありません。また、ほかのワクチンとの同時接種は医師が必要と認めた場合に可能です。

### 副反応にはどのようなものがありますか？

接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

稀な頻度でアナフィラキシーの発生が報告されていますが、アナフィラキシーが起きたときにはすぐに治療が必要です。

また、頻度としてはごく稀ですが、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されており、接種後に胸の痛みや息切れ等の症状が現れた場合は、速やかに受診することをおすすめします。

### ワクチンの接種後の副反応はどこに相談したらよいですか？

まずは身近な医療機関や接種した医療機関を受診しましょう。接種後の症状等から専門的な医療機関を紹介されることもあります。

また、北海道新型コロナウイルスワクチン接種相談センターでも相談を受け付けています。

「北海道新型コロナウイルスワクチン接種相談センター」

電話番号 011-206-0359 (有料)

受付時間 8時45分～17時30分 (平日のみ)

### 予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられていますので、定期接種をうけたことにより健康被害が発生した場合は、保健福祉課健康推進係へご相談ください。